

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定〕
(TBT協定) 2.9.1に基づくものです。〕

「消費生活用製品安全法施行令」及び「経済産業省関係特定製品の
技術上の基準等に関する省令」の一部改正について

下記のとおり、消費生活用製品安全法施行令及び経済産業省関係特定製品の技術上の
基準等に関する省令の一部を改正する予定です。お知らせします。

記

1. 件名

消費生活用製品安全法施行令及び経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する
省令の一部を改正について

2. 対象品目

消費生活用製品（「24 ヶ月以内向け乳幼児用ベッド」及び「36 ヶ月未満向けの玩具」を
含む）

3. 趣旨及び目的

近年、消費者の安全確保が困難となる事態が生じつつあること等を踏まえ、製品安全
4 法を改正したことに伴い、関連する政省令において、主に以下の措置を講ずるもの。

- ・ 24 ヶ月以内向け乳幼児用ベッドを「子供用特定製品」に規定するとともに、表示す
べき使用に関して注意を促すための文言を定める。
- ・ 36 ヶ月未満向けの玩具を「子供用特定製品」に規定するとともに、満たすべき技術
基準及び表示すべき使用に関して注意を促すための文言を定める。

4. 公布予定

令和 6 年 12 月

5. 施行予定

令和 7 年 12 月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
TEL 03-3501-4707（内線 4301）

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から 6 0 日後